

供 述 調 書	
住 居	
職 業	
氏 名	[Redacted]
	[Redacted]
上記の者は、令和2年3月30日、東京地方検察庁において、本職に対し、任意次のおり供述した。	
1	私は、株式会社大川原製作所の [Redacted] をしています。
	私は、大川原化工機株式会社の社長の大川原正明さんの依頼で、噴霧乾燥器の輸出規制に関する法令改正案へのパブリックコメントを提出したことがあるので、このことについてお話しします。
	大川原化工機株式会社のことを化工機と、株式会社大川原製作所のことを製作所と呼んでお話しします。
2	私は、 [Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted] に従事しました。
	その後、 [Redacted]
	[Redacted] 製作所に入社しました。
	以後、私は、主に技術部、開発部で勤務し
	平成 [Redacted] [Redacted] 就任
	平成 [Redacted] 技術本部長就任
	平成 [Redacted] [Redacted] 就任
	平成 [Redacted] [Redacted] 就任

検 察 庁

[Redacted]

	平成 [redacted] [redacted] 就任
	平成 [redacted] [redacted] 就任
	となり、現在に至っています。
	化工機は、昭和55年に製作所の子会社として誕生し、後に子会社でなくなりましたが、今でも当社と関係があります。
	化工機は、噴霧乾燥器の製造を行っており、製作所と噴霧乾燥器の販売提携を結んでいます。
	私は、[redacted]にいたときは、まさに噴霧乾燥器の設計などにも携わっていましたが、製作所でも噴霧乾燥器の販売提携をしていることから、噴霧乾燥器については、技術的なことも含め、十分分かっています。
3	私が、化工機社長の大川原さんに依頼されてパブリックコメントの意見募集に対して意見を提出したことについてお話しします。
	パブリックコメントのことをパブコメと呼んでお話しします。
	平成25年8月頃、大川原さんから電話があり
	噴霧乾燥器が輸出規制になり、政令や省令ができるので、経産省で行われるヒアリングと一緒に参加してほしい。
	と言われました。
	私は、大川原さんが、化工機で製造している噴霧乾燥器が規制に該当になりそうなことから、規制の対象となる噴霧乾燥器を限定させて化工機の噴霧乾燥器が輸出規制に該当しないようにさせようとしているのだと思いました。
	同じメーカーとして、私が大川原さんと同じ立場であったとして

も、自社が製造している製品が輸出規制の対象になりそうな場合には、できるのであれば自社の製品が該当しないように限定したいと思うので、大川原さんの気持ちも理解できました。

その後、私は、経産省で行われたヒアリングに参加しました。

このとき本職は、供述人に対し、平成30年12月17日付け司法警察員 作成の出力印字結果報告書（本社第424号 メール）添付の書面1枚の写しを示し、これを資料1として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらったものが、経産省の さんが、平成25年8月19日、大川原さん、化工機取締役の島田さん、私、日本食品機械工業会専務理事の に宛てて送信したメールだということは分かります。

このメールに

本日（19日）は、お忙しい中、貴重なお時間をいただき、色々と御説明、ご意見等いただき、ありがとうございました。

と記載があることから、経産省でのヒアリングが平成25年8月19日に行われたことが分かります。

また、メールの宛先である大川原さん、島田さん、私、日本食品機械工業会専務理事の が参加したことがこのメールから分かります。

経産省から出席したのは、 さんと さんの2名でした。

ヒアリングでは、大川原さんや島田さんが、パンフレット等を活用して、噴霧乾燥器について説明していました。

このとき本職は、供述人に対し、平成30年12月17日付け司法警察員

作成の出力印字結果報告書（本社第424号 メール）添付の書面2枚の写しを示し、これを資料2として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらったメールの1ページ目の「Original Message」以下の部分は、経産省の服部さんが大川原さん、島田さん、私、宛てに送ったメールです。

このメールには、19日にでた意見として

① AG規制テキスト（英文）と邦訳（省令部分イロハ）を比較すると英文により定義される範囲と、邦訳で定義される範囲に相違があり、不整合が生じている。

邦訳について文言ないしは接続詞等を修正し、英文の範囲と相違ない邦訳とする必要がある。

② 通達（解釈）において、規制対象となる機械を判別する上で、水分蒸発量の項にある温度の記載は不適切であり温度に関する文言を削除する必要がある。

水分蒸発量は、機械の設計、仕様から、温度に関する情報も含め判別することができるため、本項での記載は不要であるもの。

という内容が記載されています。

19日のヒアリングで、大川原社の大川原さんか島田さんが、これらの意見を述べていました。

私は、噴霧乾燥器に直接関係がないので、このような説明はしませんでしたし、も噴霧乾燥器には詳しくないので、このような説明はもちろん、発言自体がほとんどありませんでした。

検 察 庁

私は、このような大川原さんや島田さんの説明を聞き、化工機の噴霧乾燥器が輸出規制にならないよう規制を限定させたいのだと分かりました。

また、最後に、経産省の職員から

該当になっても輸出できないわけではない。

意見があれば、パブコメを利用してほしい。

という説明がありました。

4 ヒアリングの後、大川原さんから、パブコメの意見を提出するよう依頼されました。

このとき本職は、供述人に対し、平成30年12月13日付け司法警察員■■■■作成の出力印字結果報告書（本社第640号メール）添付の書面2枚の写しを示し、これを資料3として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらったメールのうち、1枚目の「Original Message」以下の部分は、大川原さんが■■■■さん宛てに送信したメールですが、CCで私にも送信されています。

このメールには

大川原化工機：大川原です。

■■■■様、■■■■様をお願いをしてよろしいでしょうか？

■■■■様；省令案の第五号の二、ロの文章ですが、”英文（A

Gテキスト）を忠実に”だけで理解して頂けるか

心配ですので、例示していただけないでしょうか。

例えば”そのままの装置で、もしくは微粒化ノズ

ルの簡単な改造（交換）によって、平均粒子径1

0マイクロメートル以下の粉体（製品）を製造す
ることが可能なもの”という例を示してのパブリ
ックコメントをしていただけないでしょうか？
■様：解釈案でのお願いです。噴霧乾燥器について、A
Gテキストでは、” Spray-dring Equipment capable of
drying toxins or pathogenic microorganisms having
all of the drying toxins or pathogenic microorganisms
having all of the following characteristics:” となっ
ており、解釈案の（新）に、” 噴霧乾燥器：毒素
や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を
持つ噴霧乾燥装置”を加えて頂けるとよりハッキ
リしてきますので、パブリックコメントとして出
して頂けないでしょうか？
と記載されており、大川原さんから私に、具体的な内容まで指示し
てパブリックコメントの提出を依頼したことがお分かりいただける
と思います。
私は、大川原さんは、規制の対象となる噴霧乾燥器を「毒素や病
原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ」ものに限定する
ことにより、化工機が製造した噴霧乾燥器が規制に該当しないよう
にしようとしているのだと思いました。
私は、輸出規制に該当になっても輸出できないわけではないので
すが、仮に該当となると、許可申請が必要となり、手続の煩雑さや
許可が出るまで時間がかかることを考えると、輸出事業には大きな

検 察 庁

影響が出ますので、自社の噴霧乾燥器が該当しないような規制にしてほしいと思うのは、経営者であれば当然の心情だと思いました。
そこで、私は、大川原さんの依頼に基づき、パブリックコメントに依頼どおりの内容の意見を提出しました。
このとき本職は、供述人に対し、平成30年12月17日付け司法警察員
作成の出力印字結果報告書（本社第1213号メール）添付の書面1枚の写しを示し、これを資料4として本調書末尾に添付することとした。
今見せてもらったものは、平成25年8月22日に私が提出したパブコメの意見に間違いありません。
ここに記載されているように、私は
1. 解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」と記載して頂いた方が明確になると思われます。
2. 解釈案の「最小部品の変更：噴霧ノズルの交換を含む」について、「装置の改造等をせずに噴霧ノズルの交換で平均粒子径10マイクロメートルの乾燥製品を製造できることが可能なもの」などと具体的に例示して頂いた方が良いと思われます。
3. 水分蒸発量についてはメーカーの設計書、仕様書等に基づく蒸発量を基準とするなど根拠が明確になるようにして頂いた方が良いと思われます。「入口温度及び出口温度に関わりなく」との記載は削除した方が良いと思われます。

	という意見を提出しました。
	意見のうちの1番目は、まさに大川原さんから依頼された内容です。
	意見のうちの2番目と3番目は、私自身が、省令案や運用通達の案を見て、より具体的な表現を使った方が分かりやすいと思って提出したものです。
5	しかし、結局、大川原さんが望んだ「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」というように限定するという提案は、採用されませんでした。
	このとき本職は、供述人に対し、令和元年8月28日付け司法警察員
	作成の出力印字結果報告書（パブリックコメント関係資料）添付の書面2枚の写しを示し、これを資料5として本調書末尾に添付することとした。
	パブリックコメントの結果は、私も知っていました。
	今見せてもらったものが、パブリックコメントの結果だと説明され、分かりました。
	この結果の33の欄にあるように
	1. 解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」と記載して頂いた方が明確になるとおもわれます。
	という意見に対し
	1. については、規制の趣旨は、輸出令別表第一の3の2項（2）の規定内容から明確であるので、現状どおりとさせていただきます。

← X ←

	との検討結果となっており、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」という限定はなされませんでした。
6	平成30年10月に化工機に警察の捜索が入ったことは、製作所の取締役会で聞いて知っていました。
	その後、私は、大川原さんと会って話した際、警察の捜索が入ったことを話題にしたところ、大川原さんは
	平気、平気。
	全然気にしてないから。
	と言って、警察の捜索を気にする様子はありませんでした。
	私は、大川原さんの反応を見て、違和感がありました。
	というのも、以前、同じ粉体業界の同業者である
	企業がジェットミルを不正輸出し、警察の捜索を受けた後、時間が経ってから社長が逮捕されたことを知っており、不正輸出は安全保障上の観点からもあってはならない大罪であり、警察の取り締まりも厳しいものだと思っていました。
	ですから、大川原さんが逮捕されるのではないかと心配していたのですが、案の定、大川原さんが警察に逮捕されてしまいました。
	噴霧乾燥器の規制条件は
	イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上40
	0キログラム以下のもの
	ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変

<p>更に平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造</p>
<p>することが可能なもの</p>
<p>ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができ</p>
<p>るもの</p>
<p>であるということを、改めて確認しました。</p>
<p>一般的な噴霧乾燥器は、せいぜい水分蒸発量が300から400</p>
<p>キログラムで日に該当しますし、平均粒子径10マイクロメートル</p>
<p>以下というのは、難しいですがノズルを替えればできないわけではないので、口に該当するものはあると思います。</p>
<p>ハについては、噴霧乾燥器内に熱風を循環させることで乾熱殺菌</p>
<p>することができますし、次亜塩素酸を流すなどして殺菌することも</p>
<p>できます。</p>
<p>ですから、化工機の噴霧乾燥器が該当する可能性があると思いま</p>
<p>す。</p>
<p>輸出規制に該当する場合がある場合、自社で勝手な判断はすべき</p>
<p>ではなく、規制に該当するか否かを確実に確認し、該当するおそれ</p>
<p>があるのであれば、輸出許可の申請をするというのが、経営者とし</p>
<p>てとるべき行為だと思います。</p>
<p>ましてや、化工機の場合、大川原さんが、噴霧乾燥器の輸出規制</p>
<p>の規制文の案を知り、規制される噴霧乾燥器を限定しようとしたに</p>
<p>もかかわらず、結局限定することができなかったという経緯があり</p>
<p>ました。</p>
<p>そうならば、当然、化工機の噴霧乾燥器は輸出規制に該当する可</p>

能性が高いと判断できたはずです。

ですから、化工機は、噴霧乾燥器の輸出の許可を申請し、許可を得て輸出すべきだったと思います。

私は、化工機の噴霧乾燥器が輸出規制の対象となる可能性が高いのに、なぜ輸出許可の申請をしなかったのか、理解できません。

経産省とのやりとりなどの経緯からすれば、輸出規制に該当する可能性が高いのに、そのまま許可も得ずに輸出してしまったのであり、大川原さんは、反省すべきであると思います。

大川原さんに対しては、事実を明らかにした上、しっかり反省してもらい、早く復帰してほしいと思っています。

供述人の目の前で、上記のとおり口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、誤りのないことを申し立て、末尾に署名押印した上、各ページ欄外に押印した。

前 同 日

東京地方検察庁

検察官 検事

検察事務官

検 察 庁

Subject: 噴霧乾燥器の輸出規制について

From: [Redacted]

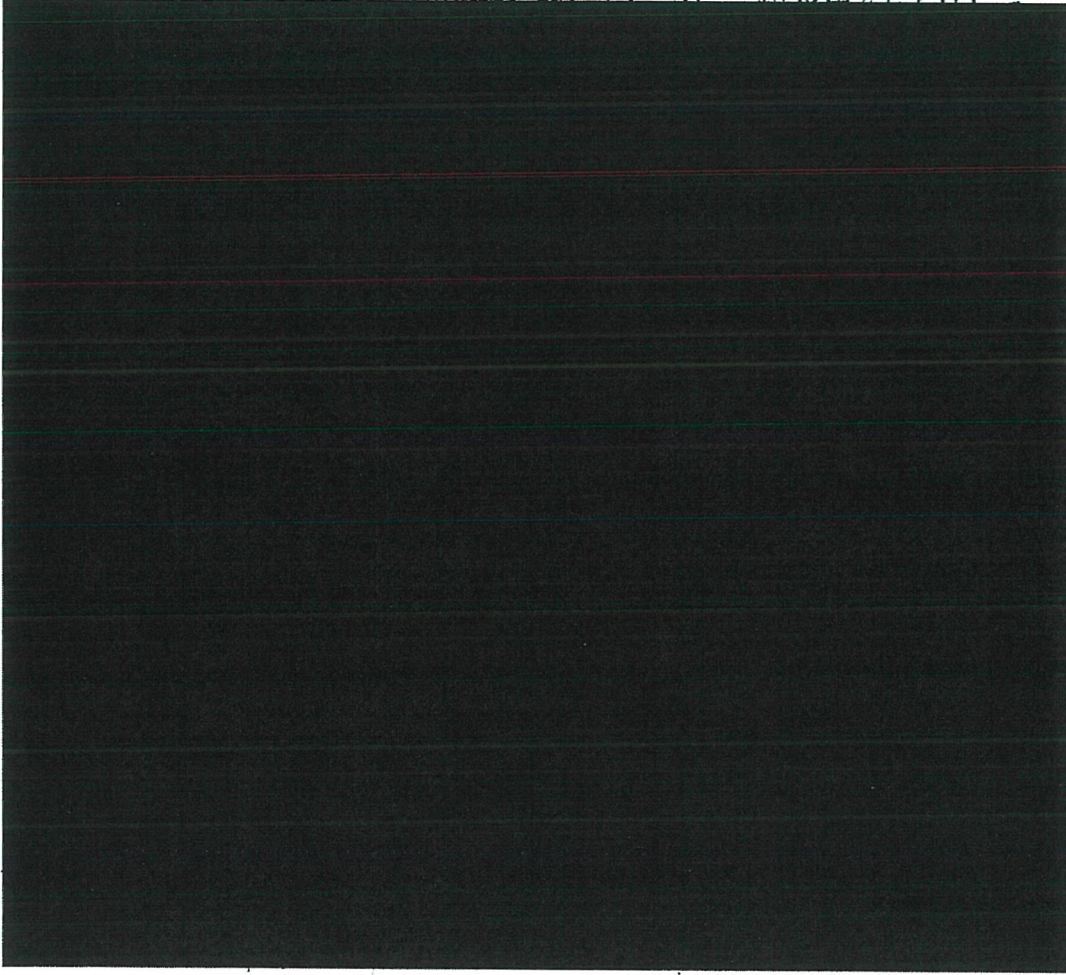
Date: 2013/08/19 20:49

To: [Redacted]

CC: [Redacted]

大川原化工機株式会社 大川原取締役社長、島田取締役
大川原製作所 [Redacted] 常務取締役
日本食品機械工業会 [Redacted] 専務理事 各位

いつも大変お世話になっております。
本日（19日）は、お忙しい中、貴重なお時間をいただき、色々と御説明、ご
意見等いただき、ありがとうございました。



経済産業省
貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL: [Redacted]

e-mail: [Redacted]



資料2

Subject: RE: 噴霧乾燥器の輸出規制の件 パブリックコメントをお寄せください。

From: [REDACTED]

Date: 2013/08/22 17:43

To: [REDACTED]

CC: [REDACTED]

[REDACTED]

(株)大川原製作所
住所: 静岡県藤原郡吉田町神戸1235

TEL: [REDACTED]

FAX: [REDACTED]

メールアドレス: [REDACTED]

HP: <http://www.okawara.co.jp>

[REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED]

Sent: Tuesday, August 20, 2013 2:34 PM

To: [REDACTED]

or.jp

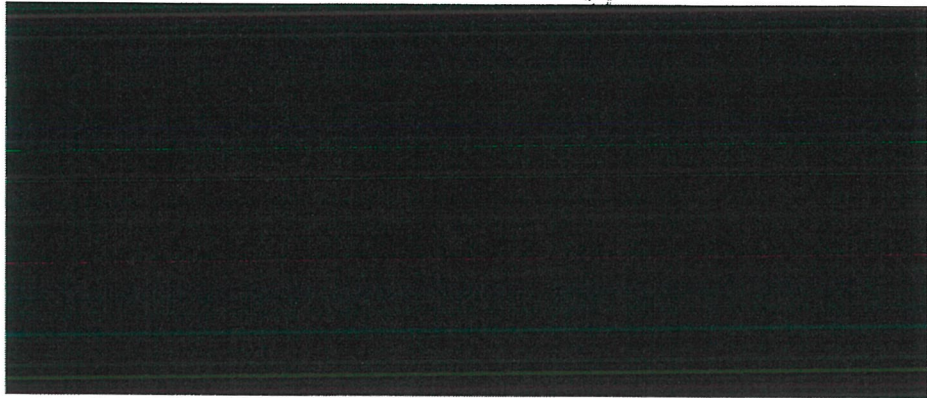
Cc: [REDACTED]

Subject: 噴霧乾燥器の輸出規制の件 パブリックコメントをお寄せください。

大川原化工機株式会社 大川原社長様、島田取締役様
株式会社大川原製作所 [REDACTED] 常務取締役様
一般社団法人日本食品機械工業会 [REDACTED] 専務理事様

[REDACTED]

[REDACTED]



○ご意見の内容

大川原化工機様、大川原製作所様におかれましては、
輸出規制の省令(スペックの記載)、通達による解釈(定義等)について
安全保障貿易管理当局で実現可能な範囲について修正指摘等のコメントのご記載を
お願いいたします。

昨日のやり取りでは、少なくとも

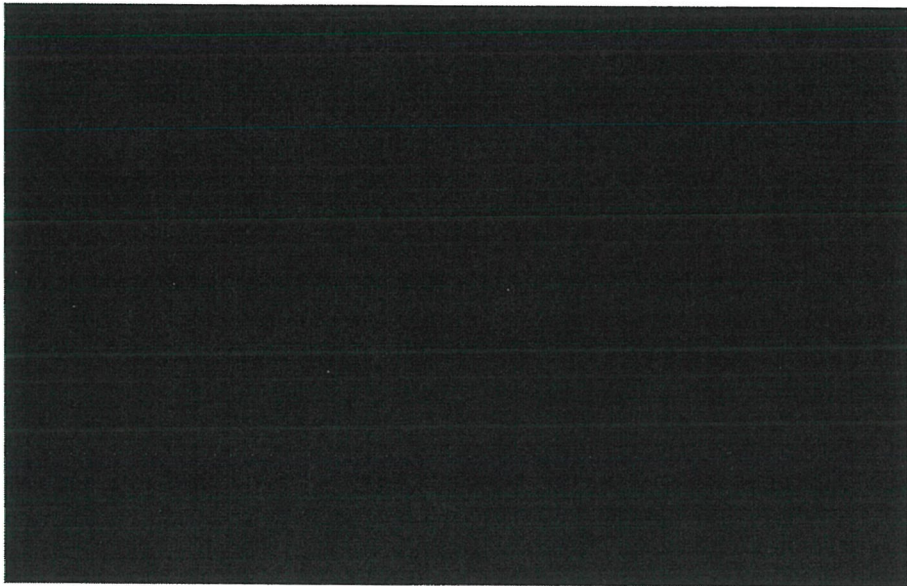
①AG規制テキスト(英文)と邦訳(省令部分イロハ)を比較すると
英文により定義される範囲と、邦訳で定義される範囲に相違があり、不整合が
生じている。

邦訳について文言ないしは接続詞等を修正し、英文の範囲と相違ない邦訳とす
る必要がある。

②通達(解釈)において、規制対象となる機械を判別する上で、水分蒸発量の項
にある温度の記載は不適切であり

温度に関する文言を削除する必要がある。

水分蒸発量は、機械の設計、仕様から、温度に関する情報も含め判別すること
が出来るため、本項での記載は不要であるもの。



経済産業省 製造産業局 産業機械課
機械システム専門官



TEL: [Redacted]

E-mail: [Redacted]

FAX: [Redacted]



Subject: RE: パブコメご提出有り難うございました。 RE: 噴霧乾燥器の輸出規制の件
パブリックコメントをお寄せください。

資料3

From: 日食工

Date: 2013/08/23 14:12

To: "TOP"

CC:

日本食品機械工業会 専務理事 拝

-----Original Message-----

From: TOP

Sent: Thursday, August 22, 2013 12:13 PM

To:

Cc:

Subject: Re: パブコメご提出有り難うございました。 RE: 噴霧乾燥器の輸出規制の件 パブリックコメントをお寄せください。

服部様/皆様

大川原化工機:大川原です

いつもお世話いただきありがとうございます。

服部様、お返事ありがとうございます。

加えて、様、様にお問い合わせしてよろしいでしょうか？

様:省令案の第五号の二、ロの文章ですが、“英文(AGテキスト)を忠実に”だけで理解して頂けるか心配ですので、例示していただけないでしょうか。例えば“そのままの装置で、もしくは微粒化ノズルの簡単な改造(交換)によって、平均粒子径10マイクロメートル以下の粉体(製品)を製造することが可能なもの”という例を示してのパブリックコメントをしていただけないでしょうか？

様:解釈案でのお願いです。噴霧乾燥器について、AGテキストでは、“Spray-drying Equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:”となっており、

解釈案の(新)に、“噴霧乾燥器:毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥装置”を加えて頂けるとよりハッキリしてきますので、パブリックコメントとして出して頂けないでしょうか？

////////////////////////////////////

大川原化工機(株)

大川原 正明

////////////////////////////////////

----- Original Message -----

From: [Redacted]

To: [Redacted]

Cc: [Redacted]

Sent: Thursday, August 22, 2013 10:37 AM

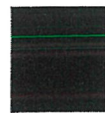
[Large Redacted Block]

経済産業省 製造産業局 産業機械課
機械システム専門官

[Redacted]

TEL [Redacted]

E-mail: [Redacted]



提出内容

受付番号	201308220000105030
提出日時	2013年08月22日17時37分

案件番号	595113039
案件名	外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について
所管府省・部局名等	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
意見・情報受付開始日	2013年07月31日
意見・情報受付締切日	2013年08月30日

郵便番号	421-0304
住所	静岡県榛原郡吉田町神戸1235
氏名	株式会社大川原製作所
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

提出意見	<p>1. 解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」と記載して頂いた方が明確になると思われます。</p> <p>2. 解釈案の「最小部品の変更(噴霧ノズルの交換を含む)」について、「装置の改造等をせずに噴霧ノズルの交換で平均粒子径10マイクロメートルの乾燥製品を製造できることが可能なもの」などと具体的に例示して頂いた方が良いと思われます。</p> <p>3. 水分蒸発量についてはメーカーの設計書、仕様書等に基づく蒸発量を基準とするなど根拠が明確になるようにして頂いた方が良いと思われます。「入口温度及び出口温度に関わりなく」との記載は削除した方が良いと思われます。</p>
------	---



外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に関する意見募集の結果について

平成25年9月27日
経済産業省
安全保障貿易管理課

平成25年7月31日から平成25年8月30日にかけて、標記に係る意見募集を行ったところ、その結果は以下のとおりです。

御協力ありがとうございました。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：平成25年7月31日～平成25年8月30日
- (2) 告知方法：電子政府総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

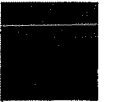
2. 意見総数：76件

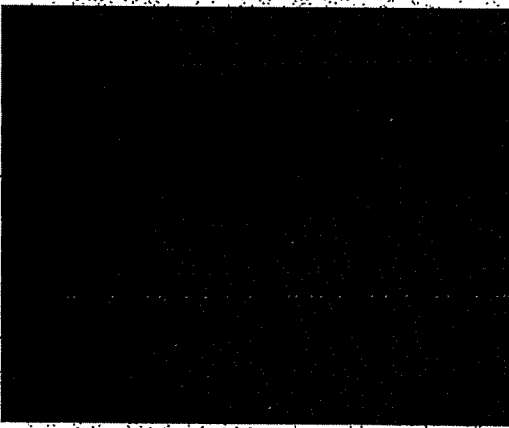
※ 個別の論点に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方は次ページ以降に記載の通りとなります。

3. 本件に関するお問い合わせ先

安全保障貿易管理課

電話： 



		<p>33 【運用通達の3の2項】 1. 解説案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」と記載して頂いた方が明確になると思われます。</p> 	<p>1. については、規制の趣旨は、輸出令別表第一の3の2項(2)の規定内容から明確であるので、現状どおりとさせていただきます。</p> 